

地方法人課税に係る税収帰属の適正化について（意見）

令和 7 年 10 月 28 日
奈良県税制調査会

奈良県税制調査会では、これまでも、奈良県における独自課税にとどまらず、るべき地方税制度の姿を含め審議を行ってきた。平成 25 年には、こうした取組の一環として、地方消費税の清算基準に係る見直しや地方法人特別税制度の維持等に係る提言を行っているが、その後、社会保障の充実と安定のための消費税率引上げの流れの中で、平成 30 年度税制改正においては地方消費税の清算基準について人口比率の引上げが実現し、また、令和元年度税制改正においては特別法人事業税制度が創設されるなど、奈良県税制調査会の提言や奈良県から政府への累次の要望活動は、望ましい地方税体系の構築に向けた政府における議論に一石を投じることとなったものと認識している。

一方、近年、社会経済情勢や企業の事業活動が大きく変化する中、特別法人事業税制度の創設後の令和 2 年度には 3.3 倍まで縮小した地方法人二税に係る人口一人当たり税収額の東京都（全国最大）と奈良県（同最小）の格差は、令和 5 年度には 3.6 倍に広がるなど、再び、自治体間の税収格差は拡大基調にある。

こうした中、政府の「骨太方針 2025¹」でも「東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む」とされ、これに先立つ「令和 7 年度与党税制改正大綱」にも同様の記載がなされており、国における地方税制のあり方に関する検討においても税制改正に向けた議論が進められている。

このような近年の税収帰属の動向や、国の方針、他県における議論の状況等も踏まえ、奈良県税制調査会においても、主に、望ましい税収帰属の適正化の観点から議論を行い、次のような意見をまとめたところである。

○ 地方法人課税に関しては、近年、本店等が多く所在する地方自治体への税収の帰属が加速している。うち、法人事業税については、原則として、法人がその事業活動に当たり利用する行政サービスに必要な経費を分担するという考え方²により、法人の事務所等が複

¹ 経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）

² いわゆる「応益課税」の観点からは、企業は、地方自治体が社会インフラ、社会保障の提供、治安維持といった面から管理・維持しているマーケットにおいて受益していることから、その費用についても負担することが望ましい、といった説明が可能、との意見があった。

数の地方自治体に所在する場合には、その分割に用いる指標（分割基準）は、都道府県内における法人の事業の規模や活動量などを的確に表すことが求められる³。

- こうした分割基準については、直近では平成17年度税制改正で、IT化、アウトソーシング化、ネットワーク化などの進展により企業の人員削減が進み、事務所の持つ重要性が相対的に高まったことに鑑み、分割基準（非製造業）を、それまでの「従業者の数」のみから、2分の1を「従業者の数」・2分の1を「事務所等の数」などとする見直しが行われたと承知。
- 一方、近年は、電子商取引（EC）などの実店舗を必要としない事業形態や加盟店から支払われるロイヤリティが本部に帰属するフランチャイズ事業の拡大、従業員配置を代替する形でのオートメーション化など、社会経済情勢や企業の事業活動に大きな変化が見られる⁴。しかし、現行の分割基準（非製造業）は、平成17年度以降、大きな改正が行われておらず、当該分割基準（従業者、事務所等の数）では、本店等が多く所在する地方自治体に税収の帰属が加速する仕組みになっているのではないか⁵。
- このため、税収帰属の適正化のためには、まずは、法人事業税の分割基準について、近年の社会経済情勢や企業の事業活動の変化を的確に反映⁶するように見直しを求めることが必要であると考える。

奈良県においては、上記の意見も踏まえつつ、国に対し必要な制度の見直しを要望することを期待するとともに、その結果、令和8年度税制改正に向けた国の検討において、活発かつ実りある議論が展開されることを強く願うものである。

³ 法人事業税のあり方に関し、地方税の原則としての普遍性、安定性、十分性などの観点から、偏在のない税制構築が重要との意見があった。

⁴ 現行制度においては、事業規模や行政サービスからの受益等に変化がない場合でも、オートメーション化等の技術的変化やフランチャイズ化といった経営的変化に伴い、税収帰属が変化するという問題点があることを指摘する意見があった。

⁵ 世界的にもサプライチェーンが複雑化する中、価値の創造を売上の発生地において認識し課税するという国際課税の考え方を参考にするべき、との意見があった。

⁶ 電子商取引の拡大に伴い、越境取引を含む取引実態の把握の困難さが増しており、プラットフォーマーに対する情報公開の義務付けのほか、必要な統計整備を進めていくことが重要との意見があった。